

相続・交通事故・離婚・不動産事件
債務整理・企業法務・刑事事件等

法律のお悩み
私達にお任せください。

おかげさまで
創業
25年

大宮駅より徒歩5分!

吉澤総合法律事務所

取扱事件

- 遺言の作成・執行
- 遺産分割
- 遺留分減殺請求
- 離婚
- 財産分与・慰謝料請求
- 親権
- 養育費・婚姻費用請求
- 成年後見
- 交通事故・医療過誤・学校事故等各種損害賠償請求
- 土地・建物明渡
- 借地権譲渡
- 賃料増減額請求
- 土地境界・通行権問題
- 欠陥住宅・建築紛争
- 土地取引等不動産トラブル
- 企業の譲渡・買収・分割
- 中小企業法務
- 残業代請求
- 不当解雇等労働問題
- 任意整理
- 破産
- 民事再生
- 過払金返還請求
- 債権回収
- ゴルフ預託金返還請求
- 外国人事件
- 刑事事件
- 少年事件
- その他

詳しくは 吉澤総合法律事務所 

<http://law-yoshizawa.com>

アクセスマップ



住所: 〒330-0845

さいたま市大宮区仲町2-24-2金杉仲町ビル5F

ご相談までの流れ

- Step1
電話予約
048-647-9890
にまずはお電話
ください
- Step2
相談日決定
弁護士との
相談日時を
調整
- Step3
当日ご相談
必要書類を持参し
ご来所いただき
相談

創業 25 年 (平成 4 年に独立し、大宮の地に法律事務所創設) 数多くのお客様に寄添い問題解決をサポートして参りました。お一人で悩まず専門家である私達に気軽にご相談ください。

代表弁護士 吉澤 俊一

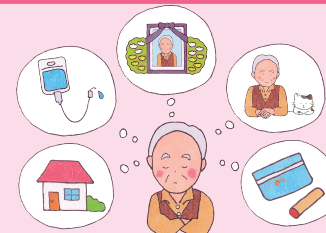
まずはお電話にてご連絡ください

☎ 048-647-9890

営業日時: 月曜日～金曜日 営業 9:00～18:00

※法律相談並びに事件打合等につきましては夜間・土日対応可能な場合もございますのでお問い合わせください。

こんなお悩みありませんか?



遺言
遺産相続

相続等のトラブルを避けたい

交通事故



保険会社の提示金額が妥当かわからない...



離婚
親権問題

正当な養育費の支払や財産分与をしてもらいたい

不動産問題



家賃を滞納し、アパートから出て行ってくれない



任意整理
破産
民事再生

個人や会社が多額の負債を抱えている

吉澤総合法律事務所にお悩みご相談ください! 

弁護士紹介



代表弁護士
吉澤 俊一 Shunichi Yoshizawa

小さな悩みから大きな問題まで
ひとりで悩むことなく、地域のみなさまが気軽に相談できる法律事務所を目指しております。

- ・埼玉県岡市出身 ・埼玉県立春日部高等学校卒業
- ・中央大学法学部法律学科卒業
- ・埼玉弁護士会副会長(平成18年度)
- ・埼玉県宅建物取引業審議会委員長(平成20年～平成24年)
- ・埼玉弁護士会会長(平成31年度)
- ・さいたま家庭裁判所調停委員
- ・公益財団法人交通事故紛争処理センター嘱託弁護士
- ・関東弁護士会連合会民事介入暴力対策委員会委員長
- ・大宮中央ロータリークラブ会員

弁護士
Shunsuke Fuse 布施 俊輔

依頼者の皆様が抱えていらっしゃる問題を、法律の基準に基いて適正に解決することができるように、努力してまいります。

- ・埼玉県越谷市出身
- ・宮崎県にて司法修習(旧60期)
- ・埼玉県立浦和高等学校卒業
- ・埼玉弁護士会に弁護士登録
- ・東京大学法学部卒業
- ・埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員
- ・旧司法試験合格
- ・中小企業家同友会会員



弁護士
前野 雅敬 Masataka Maeno

依頼者の皆様に寄り添って、丁寧にお話を伺い、問題の解決へ向けて誠実に取り組むことを心掛けております。持ち前の体力とフットワークの軽さを活かして尽力してまいります。

- ・埼玉県蕨市市出身
- ・埼玉県立市立浦和実業学園高等学校卒業
- ・千葉大学法経学部法学科卒業
- ・埼玉弁護士会に弁護士登録
- ・首都大学東京法科大学院卒業
- ・宅建物取引士試験合格
- ・司法試験合格
- ・二級知的財産管理技能士
- ・埼玉県にて司法修習(71期)

弁護士費用

法律相談料は
30分につき **1回 5,000円** +消費税
(但し、債務整理についての初回相談料は無料です。)

着手金・報酬金について

着手金とは依頼事項の結果の成功不成功のいかんに関わらず
弁護士が事件に着手したときに頂くお金のことです。
報酬金とは依頼事項の成功の程度に応じて頂くお金のことです。

●一般民事事件

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下	8%	16%
300万円を超え3000万円以下	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え3億円以下	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円

(事件の内容により、30%の範囲内で増減することができます。
着手金の最低額は10万円となります。)

●離婚事件

法的手続の内容	着手金	報酬金
離婚調停事件	30万円～	30万円～

●破産・民事再生事件

法的手続の内容	着手金	報酬金
個人の破産手続	20万円～	—
個人の再生手続	30万円～	—
事業者の破産手続	50万円～	—
事業者の再生手続	100万円～	—

(破産・民事再生手続については報酬金は発生しません。)

●過払金返還請求事件

着手金 負債を完済している場合、着手金は発生しません。
報酬金 報酬金は返還額の20%になります。

●刑事事件・少年事件

着手金	30万円～	報酬金	30万円～
-----	-------	-----	-------

●企業法務	顧問料 月額 3万円～
-------	-------------

※料金はあくまで目安です。事件内容や案件により異なることもありますので詳細はご相談ください。

よくあるお問合せ

Q 電話での法律相談は
行っていないのですか?



A 電話での法律相談は行っておりません。電話では複雑な問題について正確に事案を把握することが難しいため、大変お手数ですが、電話にてご予約いただき、一度当事務所までお越しください。

Q 法律相談の予約方法
について教えてください



A まずはお電話にて法律相談のご予約をお願いします。当事務所の弁護士の日程と調整の上で相談日を決めさせていただきます。

Q 本人が相談に行く
必要がありますか?



A 原則としてご本人に事務所までお越しいただくこととなります。一人での相談が不安な場合ご家族同伴でも差し支えありません。相談者ご本人が逮捕されている場合や、体調が優れない場合はご家族の方のみのご相談が可能です。

吉澤総合法律事務所のモットー

- 技術と経験を生かし
質の高い事件処理を目指します。
- 原則、複数の弁護士で相談を行い
妥当な解決方針を検討します。
- 税理士や司法書士等隣接業とのネットワークを利用し
幅広い見地から事件解決を目指します。

法律相談をしたからと言って必ず依頼
しなければならない訳ではありません。
悩みを抱えずまずはお気軽にご相談ください。